

平成23年3月

ご契約者各位

日立商工会議所

火災共済、自動車共済ご契約の皆様へ

前略、この度の未曾有の震災にご心労のこととご拝察申し上げます。

さて、震災に関する茨城県火災共済協同組合の火災共済ご契約、関東自動車共済の自動車共済ご契約について下記の内容をお知らせしますので宜しくお願いします。
草々

記

1. 満期契約 3月11日以降満期となる契約については、2ヶ月間の払い込み猶予期間が設けられました。その期間に満期になった契約については平成23年5月11日までに継続手続きをされたものについて満期前契約と同内容にて満期日から補償が継続されます。(火災共済、自動車共済)
2. 火災共済契約 火災共済では地震を原因とする火災は、損害の程度により地震火災費用共済金の支払対象となりますが、直接・間接損害については補償の対象となっておりません。

地震による火災	地震による直接、間接損害
○ 半焼以上となったとき 対象となります	× 補償の対象となりません

3. 問合せ 茨城県火災共済協同組合(火災共済) TEL029-224-0610
茨城県中小企業共済協同組合(自動車共済) TEL029-226-5191
日立商工会議所会員サービス課 TEL0294-22-0128